

## 保証委託契約条項

申込人が株式会社名古屋銀行(以下甲という)との取引契約に従い締結するローン取引を利用するにあたり申込人は保証委託契約条項を承認のうえ、該当する保証会社(以下乙という)に保証を委託します。

### 第1条. (委託の範囲)

1. 申込人(連帯債務の場合は連帯債務者全員という、以下同じ)が乙に保証委託する保証債務の範囲は、甲との融資取引により申込人が甲に対して負担する表記ローン借入金、利息、延滞損害金、その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は、乙が保証を適当と認め、これに基づいて申込人が甲から 該当のローン取引を開始した時に成立するものとします。
3. 前 1 項の保証内容は、申込人が甲および乙との間で締結している契約書(約定書・差入書を含む)の各条項によるものとします。

### 第2条. (借入約定)

1. 申込人は、乙の保証により甲と取引するについては、この契約のほか、申込人と甲の間で締結した金銭消費貸借契約(ローン契約)の各条項に従います。
2. 申込人は、乙が保証した前条記載のすべての債務を約定に相違なく弁済し、乙には一切負担をかけません。

### 第3条. (担保の提供)

申込人の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れます。

### 第4条. (求償権の事前行使)

1. 申込人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第5条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
  - ① 仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生手続、破産 等の手続きの当事者になったとき又は清算の手続きに入ったとき。
  - ② 振出した手形、小切手が不渡となったとき。若しくは電子記録債権が支払い不能になったとき。
  - ③ 担保物件が滅失したとき。
  - ④ 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - ⑤ 甲、乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - ⑥ 乙に対する住所変更の届出を怠る等申込人の責めに帰すべき事由によって、乙において申込人の所在が不明となったとき。
  - ⑦ 乙の会員規約に基づき退会もしくは会員債務の取消をうけたとき。
  - ⑧ その他債務保全のため必要と認められたとき。

2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

#### **第5条.** (代位弁済)

1. 申込人が甲に対する債務の履行を遅滞したため、又はその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、申込人に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については甲、乙間の約定に基づいて弁済されても異議を述べません。
2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、申込人が 甲との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されます。

#### **第6条.** (求償権の範囲)

乙が第 5 条の代弁をしたときは、申込人は乙に対し、その 弁済額、弁済に要した費用及びこれらに対する弁済の日の翌日から完済まで、株式会社名古屋カードおよびライフカード株式会社は 14.60% (1 年を 365 日 とした日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算)、中日本 総合信用株式会社は 14.0% (1 年を 365 日とした日割計算) の割合による遅延 損害金ならびに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払います。

#### **第7条.** (第三者弁済)

申込人は第三者による弁済申出があった場合に、申込人の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

#### **第8条.** (債権の譲渡)

申込人は保証会社が本契約による債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

#### **第9条.** (弁済の充当順序)

申込人の弁済額が、この契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、申込人について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

#### **第10条.** (団体信用生命保険)

申込人は、団体信用生命保険加入条件の商品の場合、甲又は乙の負担に よって申込人を被保険者、甲を保険金受取人とする団体信用生命保険に加入 すること。並びに保険事故発生そのときはその保険金を債務に充当することを それぞれ承諾します。

#### **第11条.** (反社会的勢力の排除)

1. 申込人は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これ らに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
    - ① 暴力的な要求行為
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他、前各号に準ずる行為
  3. 申込人が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人との取引を継続することが不適切である場合には、申込人は乙の請求があり次第、乙に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
  4. 前項の適用により、申込人に損害が生じた場合にも、乙になんらの請求をしないものとします。また、乙に損害が生じたときは、申込人がその責任を負うものとします。

#### **第12条.** (調査、報告)

1. 申込人の名称、商号、代表者、職業、住所、居住等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知をし、乙の指示に従います。
2. 財産、経営等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
3. 乙が、申込人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。

#### **第13条.** (通知義務)

1. 申込人が住所、氏名、勤務先等届出事項を変更したり、その求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、すみやかに書面をもって乙に通知します。
2. 前項の通知を怠ったり、遅延したことにより乙からなされた通知又は送付された書類が延着し、又は到着しなかった場合には通常到達すべき時に到着したものとします。

**第14条.** (保証料・手数料)

1. 申込人はこの保証にともなう保証料・事務手数料を乙所定の時期・料率・方法により支払います。
2. この契約に基づく債務を全額繰上返済した場合は、乙が所定の料率及び方法により未経過保証料を計算し、乙の繰上完済に要する所定手数料及び振込手数料を差し引いて残額がある場合のみこれが返還されることに異議ありません。
3. この契約に基づく債務を一部繰上返済した場合は、戻し保証料は返戻されません。

**第15条.** (公正証書の作成)

申込人は、乙から請求があったときは、直ちに強制執行認諾 条項付きの公正証書の作成に必要な一切の手続きをいたします。このために要した費用については、乙の指定する金額を申込人が負担します。

**第16条.** (費用の負担) 本契約による調査費用及び、権利の保全行使に要する費用は申込人の負担とします。

**第17条.** (成年後見人等の届出)

1. 申込人は、家庭裁判所の審判で補助・保佐・後見 が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面 により乙に届出ます。
2. 申込人は、家庭裁判所の審判で任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により乙に届出ます。
3. 申込人が既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出ます。
4. 申込人は、前3項の届出事項に取消し又は変更が生じた場合にも同様に届出します。
5. 前4項の届出前に生じた損害については、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き乙は責任を負いません。

**第18条.** (保証委託条項の変更)

1. 本契約条項は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本契約の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢等諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条 4 の提携約款の変更の規定に基づいて変更することができるものとします。
2. 前項による本契約条項の変更は、変更後の規定の内容を、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知し、公表の際に定める 1 カ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

**第19条.** (管理回収業務の委託)

乙は、申込人に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた 債権回収専門会社に対して委託することができるものとします。

**第20条.** (管轄の合意)

この契約に関し紛争を生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、申込人は乙の本支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上